令和 3 年 3 月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告(1)

令和3年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要に ついて

(1) 山科正仁議員から「発達に障がいが見受けられる児童への対応について、教育現場との協議、取り組み状況はどうなっているのかを伺う。」 という質問に対して

「市内各校の通常学級や特別支援学級には、障がい、または疑いがある児童生徒が複数在籍し、一部学習に集中できないなど本人が困り感を感じている場合がある。特別支援教育の推進は本市においても課題の1つと捉えており、教育長訪問で教室の様子を参観し、支援のあり方などについて話をしている。

学校においては、推進役となる特別支援教育コーディネーターが中心となって、担任や学年所属の職員、管理職、養護教諭等が、チームで個に応じた目標や支援計画を立て対応している。また、教育委員会では、全校の特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を複数回実施して、各校の状況を確認し効果的な対応について学んでいる。平成26年度から実施している全校への巡回相談では、特別支援教育の専門家に児童生徒の参観と教職員に指導をしていただいており、教育委員会の職員も同行することで課題と対策を共有している。

発達障がい等の理由で、学習や集団行動において困り感を感じている 児童生徒の支援については、早期に保護者と学校が子どもの状況を共有 し、よりよい成長のために一緒に考えていくことが大切である。場合に よっては、発達検査を行ったり医療等専門的な指導を受けたりすること で改善につながることがあり、教育委員会でも必要に応じてケース会、 保護者面談、発達検査等の支援を行っている。

今後も、一人一人に寄り添いながら児童生徒を支えていきたい。」と 答弁をした。

また、「GIGAスクール構想について、学校側と最適な運用方法について、どのような協議が進められているのかを伺う。」という質問に対して

「児童生徒用のタブレットについては、小学校6年、中学校3年生への納品を優先して進め、一部を除き、優先学年も含む全学年への納品が2月中に完了しており、残りについても3月中の納品完了を予定してい

る。また、校内 LANの増強、更新工事については、小学校 4 校、中学校 3 校、義務教育学校 1 校を対象に行っており、普通教室のほか、特別教室、教科教室、多目的教室及び体育館を範囲とし、3 月中旬までに完成予定としている。

さらに、このように急速に進む学校ICT化の現状を踏まえ、学校現場における負担軽減のための人的支援と今後の効果的な活用に向け、国庫補助に市独自の上乗せ分を加えて、GIGAスクールサポーターを配置し、端末の動作確認や校内LANとの接続設定、利用マニュアルやセキュリティーポリシーの作成、教員研修や授業支援等を行っている。

授業での活用については、現在、教科担当や学年担当で、どのような使い方が考えられるか検討をしているが、今後はICT担当の教職員を中心に校内での研修を進めながら、できるところから授業に導入していきたい。

先日の校長会で、1日1回5分でもいいので必ず使う場面を作ること、 道具として気軽に使っていくことで児童生徒・教職員に1日も早く慣れ させていただきたいとお願いした。また、教育長訪問で、日常的にIC Tを活用するための準備について、必要なことがあれば情報を提供して もらうよう依頼をした。

今後も、ICTを使った主体的で対話的な学びや個別指導のあり方、 コロナ禍における活用のあり方、万一臨時休業になった場合の学習保障 等について話題にしながら、具体的な運用に向けた準備を進めていきた い。」と答弁をした。

- (2) 叶内恵子議員から「東日本大震災により走路の一部が崩落し、10年が経過した。平成26年10月に存続を求める署名と要望書が市長に提出されている。
 - ①受理した要望書をどのように処理し対応したか時系列に説明を願う。
 - ②市体育協会における処理の経過と結果についてどのような協議がなされたか。
 - ③目的達成ができないにもかかわらず使用貸借契約を存続している。
 - ④現在も日本自転車競技連盟のホームページに掲載されている。市の見解は。」という質問に対して

「新庄サイクルスポーツセンターについては、ご質問のとおり東日本 大震災により、バンクの一部である第3コーナーの走路が崩落し使用で きない状態となっている。その後、施設の改修に向けて施設の所有者で ある一般財団法人新庄市体育協会が関係機関の指導をいただきながら 検討を重ねてきたが、最終的には、改修費用が高額になることなどから、 改修は困難と判断し、平成30年度をもって廃止することとなった。

はじめに、要望書受理後の経過について説明をしたい。平成26年 10月9日付で、山形県自転車競技連盟会長ほか4,024名の市民を 含む9、165名の方々より『新庄サイクルスポーツセンターの競技場 設置・改修を求める要望書』を受理した。その後、復旧の可能性を探る べく、財源確保に向けて県や日本自転車競技連盟、公益財団法人 JKA な どの関係団体に相談や支援要請を行いながら、日本スポーツ振興センタ 一の助成金の活用などについても検討を行ってきた。そのような中、平 成28年3月に山形県スポーツ振興基金が創設され、復旧に向けて具体 的に動き出したところだったが、平成28年度に市体育協会が県の補助 事業により実施した地質調査の結果、崩落部分は軟弱地盤であることが 判明し、復旧工事を行ったとしても再崩落の可能性があり、これを解消 するためには10億円以上の工事費が見込まれ、周辺地盤も軟弱であっ た場合はさらに工事費が膨らむ可能性があるとの結果となった。これを 受け、平成29年5月の市体育協会理事会において、競技場としての設 置場所として不適地と判断し改修工事を見送ることとし、平成30年 11月の同協会の理事会及び平成31年1月の臨時評議員会において、 「平成31年3月31日廃止と減損損失」について決定され、平成30 年度末をもって廃止したとの報告をいただいた。

次に、用地の使用貸借契約についてだが、昭和63年4月1日付で本市と市体育協会で用地の使用貸借契約を締結している。契約期間は、期日を定めず「用途廃止の日」までとしておるが、現地は施設が除却されずに残っており、まだ用地を使用している状態となっている。契約書では、契約期間満了時には現状復帰して返却することになっているので、除却されるまでは契約は継続するものと考えている。市では、今後の方向性について市体育協会に聞き取りを行っているが、解体費用が8,00万円ほどかかる見込みであることから、今後も除却に向けた財源確保等も含めて協議を継続していきたい。

日本自転車競技連盟のホームページと印刷物に、未だに掲出されているとのご指摘についてだが、市体育協会に確認したところ、同連盟に対し競技場の廃止について報告はしているものの未だ反映されていないとのことであったので、再度、同連盟に確認し対応したいとのことであった。

県をはじめ関係団体のご協力とご支援をいただきながら、改修に向けて努力してきたが、廃止せざるを得ない状況であったことをご理解いただきたい。」と答弁をした。

教育長報告(2)

北辰小学校跡地活用の基本的方向性について

1. これまでの経過

令和元年11月28日 北辰学区学校づくり協議会より要望書提出

- ・北辰学区民の避難所を確保すること
 - →避難所として機能するよう体育館、校舎の一部を残す、 多目的トイレの設置をお願いしたい。体育館は投票所や 社会体育施設として機能するように残してほしい。
- けやきの木を残すこと
 - →けやきの木及び周りの桜の木の維持管理を新庄市にお 願いしたい。
- ・施設整備に係る市の維持管理体制を構築すること

令和元年11月28日~ 教育委員会による内部検討

- ・起債条件や活用施設事例などの情報収集や検討
- ・教育委員会のみでなく全庁的な検討の必要性

令和2年12月9日~ 新庄市立学校跡地活用等検討委員会による検討

- 建物をどのくらい残すか
- ・施設の位置付け(担当課等)をどうするか
- ・公共施設等総合管理計画との整合性

2. 北辰小学校跡地活用の基本的方向性

以下の3点を要望団体である北辰学区学校づくり協議会に伝えながら、3年度中をめどに具体的な検討を進める。

- ①残す建物は旧体育館のみとする。旧体育館の運営は市直営とし今後具体的な活用を検 討していく。
- ②校舎跡地(けやきの森を含む)とグラウンドについては、今後の活用の検討を図るなかで当面の間、手を加えずに広場的な活用を図っていく。管理については基本的に直営とするが、敷地の除草やごみ拾い等を地域活動として実施していただきたい。
- ③校舎及び体育館については、明倫学園校舎棟及び体育館棟が完成するまで備品等校 具の保管場所とするため、災害時以外の旧体育館の利用は行えないことを了承いた だきたい。

3. 今後の動き

令和3年3月~ 北辰学区学校づくり協議会への報告と協議

新庄市立学校跡地活用等検討委員会及び関係各課における跡地活用 方法の具体的検討

令和4年4月 北辰小学校跡地の移管をめざす

教育長報告(3)

明倫学区義務教育学校推進計画の策定について

(別添 明倫学区義務教育学校推進計画報告)

議案第12号

新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令の 制定について

新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令

新庄市スクールバス運行管理規程(平成10年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「自動車管理規程」という。」を削る。

第4条第2号中「及び泉ヶ丘地区」を「、泉ヶ丘地区、野中地区及び中川原地区」に改め、同条第9号中「小泉地区」を「小泉地区及び梅ヶ崎地区」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 中山地区の児童等が通学する場合

第6条中「限定、変更又は中止させる」を「限定させ、変更させ、又は中止させる」に改める。

第7条第6項中「事故処理に関する規程」を「新庄市自動車事故処理に関する規程」に改める。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案の理由

明倫学園の開校に伴い、遠距離通学となる地区にスクールバスを運行するため、提案するものである。

51号)新旧対照表
行
委員会訓令第
L L L
TIME TO THE
△成10年教育委員会
於10
ベス運行管理規程 (平成1
規程
瀬
山
運
» K
7
]
スク
新庄市

<u> 新圧币スクールバス連行管埋規程(半成10年教育委員会訓令第1号)新旧対照表</u>	对照表
現行	改正後 (案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、新庄市自動車管理規程(平成30年訓令第4号 <u>。以</u> 下「自動車管理規程」という。)及び新庄市自動車事故処理に関す	第1条 この規程は、新圧市自動車管理規程(平成30年訓令第4号)及び新庄市自動車事故処理に関す
る規程(平成3年訓令第14号)で定めるもののほか、新庄市スクール	る規程(平成3年訓令第14号)で定めるもののほか、新庄市スクール
バス(以下「スクールバス」という。)の運行管理に必要な事項を定	バス(以下「スクールバス」という。)の運行管理に必要な事項を定
めるものとする。	めるものとする。
(運行の条件)	(運行の条件)
第4条 スクールバスは、次の各号による場合に運行するものとする。	第4条 スクールバスは、次の各号による場合に運行するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 滝ノ倉地区、冷水沢地区及び泉ヶ丘地区	(2) 滝ノ倉地区、冷水沢地区、泉ヶ丘地区、野中地区及び中川原
の児童等が通学する場合	地区の児童等が通学する場合
(3) ~(8) (略)	(3)~(8) (略)
(9) 小泉地区 の児童等が通学する場合	(9) 小泉地区及び梅ヶ崎地区の児童等が通学する場合
[新設]	(10) 中山地区の児童等が通学する場合
(10) (略)	(11) (略)
(運行の限定)	(運行の限定)
第6条 運行管理者は、次の各号の一に該当するときは、運行経路又	第6条 運行管理者は、次の各号の一に該当するときは、運行経路又
は行程を限定、変更又は中止させることができる。	は行程を限定させ、変更させ、又は中止させることができる。
(1) ~ (3) (略)	$(1) \sim (3)$ (FB)
(運転者の義務)	(運転者の義務)
第7条 (略)	第7条 (略)

現行	改正後 (案)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 運転者は、スクールバスが交通事故にあった場合は事故処理に関	6 運転者は、スクールバスが交通事故にあった場合は新圧市自動車
する規程 第3条に規定する措置を行い、直ちに運行管	事故処理に関する規程第3条に規定する措置を行い、直ちに運行管
理者に事故の状況を報告し、指示を受けなければならない。	理者に事故の状況を報告し、指示を受けなければならない。

議案第13号

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

新庄市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則

新庄市立学校運営協議会規則(平成28年教育委員会規則第1号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「協議会」の前に「それぞれ」を加え、同条中第1号を第2号とし、 第1号として次の1号を加える。

(1) 新庄市立明倫学園

第5条第2項中「法第47条の6」を「法第47条の5」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案の理由

新庄市立明倫学園運営協議会を新たに設置するため、提案するものである。

新庄市立学校運営協議会規則(平成28年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(設置)	(設置)
第2条 新圧市教育委員会(以下「教育委員会」という。)	第2条 新圧市教育委員会(以下「教育委員会」という。)
は、保護者及び地域の住民がその地域の新圧市立学校	は、保護者及び地域の住民がその地域の新圧市立学校
の運営に積極的に参画することにより、地域住民の意	の運営に積極的に参画することにより、地域住民の意
向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた	向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた
信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運	信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運
営に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象	営に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象
学校」という。)に	学校」という。)に <u>それぞれ</u> 協議会を設置する。
〔新設〕	(1) 新庄市立明倫学園
(1) (略)	(8) (8)
(意見の申し出)	(意見の申し出)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項	2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)

議案第14号

計

2, 802, 366

令和2年度3月補正(追加)予算に係る臨時代理の承認について

令和2年度3月新庄市一般会計(教育費)補正予算(追加)の要求について、次のとおり提案した。

歳入 (単位:千円) 款項目 補正前の額補正要求額 計 補正要求額の内訳 15- 1- 2 教育費国庫負担金 557,424 公立学校施設整備費負担金 547, 898 9,526 9,526 教育費国庫補 15- 2- 7 207,083 学校施設環境改善交付金 191,668 15, 415 15, 415 助金 計 739, 566 24,941 764, 507 補正要求のなかった 2,062,800 2,062,800 款項目に係る額

24, 941 2, 827, 307

歲出						(単	位:千円)
款項目	補正前の額補	建工而 杂醇	11111	補正要求額の内訳			
水性口	州上別り彼	無正安不領	印	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 4- 4 明倫学園建設 事業費				24, 941			△ 24, 941
計	0	0	0	24, 941	0	0	△ 24, 941
補正要求のなかった 款項目に係る額	4, 489, 926		4, 489, 926				
計	4, 489, 926	0	4, 489, 926				

令和2年度3月補正(追加)予算 教育総務課要求内容

歳入 (単位:千円)

		\ \	177 · 1 1 1 1 1
款項目	補 正 要求額	内 訳	
15- 1- 2 教育費国庫負 担金	9, 526	公立学校整備費負担金 9,526,000	9, 526
15- 2- 7 教育費国庫補 助金	15, 415	学校施設環境改善交付金 15,415,000	15, 415
計	24, 941		

歳出 なし

令和2年度3月補正(追加)予算 学校教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和2年度3月補正(追加)予算 社会教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし